

特別養護老人ホームぽぷらの樹入居取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、特別養護老人ホームぽぷらの樹（以下「施設」という。）の入居に関する手続き及び評価基準を埼玉県が示した優先入所指針に基づき明示し、入居決定過程の透明性・公平性を確保し、施設サービスの円滑な実施に資することを目的とする。

(入居の対象者)

第2条 入居の対象者は、要介護3から要介護5の認定を受けている者で常時介護を必要とし、居宅において介護を受けることが困難な者とする。

ただし、要介護1又は要介護2の者にあつては、施設への特例的な入居（以下「特例入居」という。）の要件に該当する者とする。

なお、介護保険施設に入所している者及び要介護1から5の認定を受け病院に入院している者についても同様とする。

2 特例入居の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を考慮すること。

ア 認知症である者であつて、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

ウ 家族等による深刻な虐待等が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難と認められること。

エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分な状況であると認められること。

3 要介護1又は要介護2の入居希望者が特例入居対象者に該当するか否かを判断するにあたっては、以下のような取扱いにより、入居判定が行われるまでの間に施設と入居希望者の保険者市長村との間で情報の共有等を行うこと。

ア 施設は、要介護1又は要介護2の者から入居申込を受けた時は、「報告書」により保険者市町村に報告しなければならない。また、施設は当該希望者が特例入居対象者に該当するか否かを判断するにあたっては、「意見要求書」により保険者市町村に意見を求めることができる。

イ 意見を求められた保険者市町村は、地域の居宅サービスや生活支援等の提供体制の状況、介護支援専門員等からの居宅における生活困難度の聴取等を踏まえ、「意見書」により施設に対して意見を表明するものとする。

なお、保険者市町村は必要に応じて入居検討委員会に職員を出席させ意見を表明することができるものとする。

ウ 施設は、入居順位決定の手続きにおいて、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、改めて保険者市町村に意見を求めることが望ましい。

(入居の申込み)

第3条 入居の申込みは、入居希望者又はその申請者等から次の書類の提出を受けるものとする。

- (1) 特別養護老人ホームぽぷらの樹入居申請書兼変更届（以下「申請書」という。）
- (2) 介護保険被保険者証の写し
- (3) 介護保険認定調査票の写し
- (4) 主治医意見書の写し
- (5) 介護サービス利用票の写し

*在宅サービスを利用の方で利用票が取得できない場合は、利用料請求書の写し

- (6) (別紙) 認知症による不適応行動 判定シート
- (7) (別紙) 特記事項
- (8) 特列入居申請書 *要介護1・2の方のみ

2 施設は、申請書の受付に際し、入居希望者又は申請者等と面談のうえ、本人の心身の状況等を確認する。その際、この規程に定める入居決定の方法及び入居の必要性を評価する基準等について説明を行い、申請書の「入居規程説明確認欄」に署名を受ける。

3 申込み内容に変更が生じた場合は、「特別養護老人ホームぽぷらの樹入居申請書兼変更届」の提出を受けるものとする。

4 何らかの理由により入居の必要性がなくなった場合は、「特別養護老人ホームぽぷらの樹入居辞退届」の提出を受けるものとする。

(入居検討委員会)

第4条 施設は入居順位の決定に係る事務を処理するため、入居検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、施設長・生活相談員・介護職員・介護支援専門員・事務職員等で構成する。委員には入居決定の公平性・中立性が保てる第三者を加えるものとする。

3 委員会は、施設長が召集し、原則として月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。

4 委員会は、入居決定調査表、選考者名簿、申請書及び保険者市町村の意見（特列入居の場合に限る）等に基づいて入居の必要性を総合的に検討し入居順位の決定を行い入居希望者に通知する。

5 委員会は、審議の内容を議事録として作成し2年間保管する。

6 施設は、入居希望者又は申請者等から入居順位の決定に関して説明を求められた場合には、その内容について説明しなければならない。

7 委員は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。退任後も同様とする。

(入居評価基準)

第5条 施設は、毎月10日までに受付けた申請書について、調査票を作成し委員会開催までに優先順位をつけた選考者名簿を作成する。

2 施設は、次の項目について、別表の「優先順位の評価基準」に基づいて点数化し、合計点数の高い順に優先順位をつける。

ア 介護の必要の程度及び心身の特性

イ 介護者の状況

ウ 在宅介護の状況

エ 本人の所在地

上記のア～エで順位づけが困難な場合には、更に次の項目を勘案して優先順位をつける。

ア 待機期間（長短の順）

イ 年齢（高い順）

3 委員会は、次の項目を勘案し、処遇上やむを得ないと判断した場合には優先順位を調整できる。

ア 性別に応じた居室の状況

イ 認知症に対する施設の受入体制

ウ 医療行為を必要とする場合における施設の受入体制

4 入居希望者の都合により、入居の辞退があった場合には、施設の判断により順位の繰り下げ若しくは選考者名簿から抹消することができる。

(入居順位決定の例外的取扱い)

第6条 次の場合には施設長の判断により例外的に入居順位の決定ができる。

1 老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置委託による場合

2 緊急的な入所の必要性が認められ、委員会を召集する余裕のない場合

3 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（厚生省令第39号）第19条に定める入所者の入院期間中の取扱いによる場合

附則 この規程は、平成15年4月1日より施行する。

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年6月1日より施行する。

この規程は、令和1年6月1日より施行する。

(別表)

優先順位の評価基準

1 介護の必要の程度及び心身の特性 (最高点 34点)

		認知症等による不適応行動			
		非常に多い	やや多い	少しあり	なし
要介護度	5	34点	30点	24点	18点
	4	30	26	20	14
	3	26	22	16	10
	2	22	18	12	6
	1	18	14	8	2

2 介護者の状況 (最高点 42点)

	6点	4点	2点	0点
①主たる介護者の年齢	70歳以上	60歳代	60歳未満	—
②主たる介護者が障害や疾病の状況にある	介護困難	多少介護可能	介護可能	なし
③主たる介護者が育児又は家族が病気の状況にある	常時の育児・看病が必要	半日育児・看病が必要	時々育児・看病が必要	なし
④主たる介護者が複数の介護をしている	介護困難	多少介護可能	介護可能	なし
⑤主たる介護者の就労の状況	8時間以上 高齢で就労不能	4時間以上 8時間未満	4時間未満	なし
⑥従たる同居介護者の状況	従たる同居介護者がいない	介護困難	多少介護可能	介護可能
⑦別居している血縁者による介護の可能性	別居している血縁者がいない	介護困難	多少介護可能	介護可能

* 単身生活者で介護するものが全くいない場合は、①から⑥まで36点とする。

* 65歳以上の高齢世帯のみの場合は、③は6点とする。

* 介護保険施設に入所している者の場合には、退所する時点での状況により判断する。

3 在宅介護の状況 (最高点 14点)

		在宅介護期間	
		1年以上	1年未満
在宅サービスの利用状況	80%以上	14点	12点
	40%以上80%未満	12	10
	40%以下	10	8

* 介護保険施設に入所している者の場合は、当該施設に入所する前の状況とする。

4 本人の住所地 (最高点 10点)

施設所在地と同一の市町村内	施設所在地と同一の圏域内	施設の所在地の圏域外	県外
10点	6点	4点	0点

* 圏域とは、埼玉県高齢者福祉計画で設定している10圏域をいう。

* 同一の圏域内には、圏域は異なっても隣接する市町村を含む。